

府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

1 趣旨

この要綱は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。
- (2) この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

3 宣誓の対象者の要件

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

4 宣誓の方法

宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（以下「確認書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、市長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) 必要書類
 - ア 世帯全員の住民票の写し
 - イ 戸籍抄本
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) (1)に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍

を有する等これを提出できない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

- (3) パートナーシップを宣誓しようとする当事者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、本市職員及び双方の立会いの下で当事者以外の者に代筆させることができるものとする。

5 本人確認

市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

6 受領証の交付

市長は、宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

7 受領証の再交付

- (1) 6の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。
- (2) 市長は、(1)の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

8 受領証の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（以下「返還届」という。）に受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき
- (4) 宣誓書を提出した時点において双方が3に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

9 通称名の使用

宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書等において通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているもの）を氏名との併記により使用することができる。